

1. 県政の重要課題について

(2) 新型コロナウイルス感染症対策

② 感染症に起因する偏見や差別の防止

次に、感染症に起因する偏見や差別の防止に関する対応策などの諸課題についてお尋ねします。

新型コロナウイルス感染症の影響で各自治体が設ける「心の相談」窓口が多様化しています。厚生労働省によると、全国の都道府県・政令市に設置されている相談窓口に寄せられた新型コロナウイルスに関する不安や悩みなどの電話相談は、昨年2月から11月で2万件を超えたとの報道がありました。

特に医療や介護の従事者の方々がコロナに関連した不当な差別や偏見を受けていないか心配されます。全国的に影響の長期化により、新たに医療・介護従事者向けの専用窓口が設置される動きもみられます。人々の新型コロナウイルスに対する恐怖心が募っていき、他者に対する警戒心に発展することが危惧されます。そうした警戒心により、感染症に苦しむ方や家族、さらには、そうした方々を支える医療や介護従事者に対する不当な差別や偏見は、社会全体を精神的な面から混乱に陥れ不健全に導くものであり、行政として、そうした動きは断じて防がねばならないと考えます。

また、よく「子どもは社会の鏡」と言われますが、新型コロナウイルス感染症の影響による社会の不健全な風潮が、教育現場に影響を与えていないかということも大変に危惧されるところです。

そこで、本県の新型コロナウイルス感染症に起因した諸課題について、知事職務代理者及び教育長にお尋ねします。

まず、知事職務代理者にお伺いします。

本県における新型コロナウイルス感染症に起因する偏見・差別に関する相談状況はどのようになっているのでしょうか。また、県として、それらの相談にどのように対応しているのかお尋ねします。さらに、新型コロナウイルス感染症に起因した偏見・差別を防止するため、県として今後どのような取り組みを行っていくつもりかお聞きします。



次に、とくに、医療従事者の離職を防止する観点から、医療従事者に寄り添う専用の窓口は大切であると思われます。そこで、本県におけるそうした窓口の設置状況と併せて周知の状況をお尋ねします。

次に、知事職務代理者と教育長に新型コロナウイルスに関する教育問題を伺います。

本県の教育現場において、新型コロナウイルスに関連した「いじめ」が発生していないか心配されます。新型コロナウイルス感染症に関わる医療従事者やそのご家族への差別が問題になる中、古賀市立のある小学校では、独自の道徳教材を作って、差別や偏見を絶つための授業を行っています。これは若手の教諭が校長から「コロナは新しい課題で、教科書に載っていない。子どもたちが理解しやすい教材があれば」と持ちかけられ、「小学生の女の子と看護師の母親の姿を描いた物語」を完成させ、教材として用いたもので、コロナに起因した差別について、子どもたちが自分の問題として真剣に考えるキッカケになっているようです。

東京都教育委員会でも、昨年、新型コロナウイルス感染症に関連したいじめや偏見、差別について考える教材を新たに追加しています。

そこで、知事職務代理者と教育長にお尋ねします。

古賀市の小学校のように独自で教材を作っている先進事例を参考にして、本県として、新型コロナウイルス感染症に関連したいじめや偏見、差別について考える教材を県全体の私立学校と公立学校に広く提供するよう取り組むべきであると考えますが、ご所見を求めます。

また、昨年来の新型コロナウイルス感染拡大の影響で、従来の学校生活のスタイルを変更せざるを得なくなったり、家庭環境が急変したりすることで、児童生徒の心理状況が不安定になってはいなか。そのことが原因で不登校に陥る児童生徒が出ていないか、ということも心配されます。そこで、知事職務代理者と教育長に質問します。

現在のコロナ禍にあって、児童生徒のストレス対策として心のケアをする専門職員の学校配置の充実・強化が求められるとともに、ストレスの原因が各家庭におけるコロナ禍による生活環境の変化にある場合、各家庭へのフォローも重要になってくると考えられます。そこで、これらの課題に対し、どのように取り組むつもりなのかお尋ねします。

【服部知事職務代理者の答弁】

(1) 新型コロナウイルス感染症に起因する偏見・差別に関する 相談状況及びその対応について

県では、昨年、県内で感染が確認された直後から、新型コロナウイルス感染症一般相談窓口や人権担当部署で、偏見や差別に関する電話相談に対応しています。

1月末現在で89件の相談が寄せられているところです。

寄せられた相談に対しては、まずは丁寧に相談内容を聞き、例えば、職場での問題については、労働者支援事務所につなぐなど関係部署で対応するほか、本県で実施している弁護士による無料の法律相談「ふくおか人権ホットライン」や、国による人権救済制度を紹介しています。

(2) 偏見・差別の防止について

新型コロナウイルス感染症には、誰もが感染する可能性があります。感染した人や周りの人を偏見や差別で排除しようとするのは、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。

県では、感染症に関する正しい知識の普及と、確かな情報に基づき冷静に行動していただくことを呼びかける啓発活動を両輪で進めることが重要と考えています。

こうしたことから、県ホームページにおいて「新型コロナウイルス知っておきたい基礎知識と人権」のページを作り、啓発に取り組んでいるところです。

また、啓発ポスターを県庁やJRの駅などに掲示したほか、SNSなどへの不確かな情報の書き込みや拡散が、重大な人権侵害を引き起こしかねないことを理解していただけるよう、啓発動画も制作し配信しています。

今回、早期議決いただいた2月補正予算において、公共交通機関などに掲示する啓発ポスターや県の庁舎に掲示する懸垂幕の製作費等を措置したところです。これを速やかに執行してまいります。

私たちが向き合うべきは、ウイルスであり、感染した人を責めることではないということを、多くの県民の皆様にご理解していただけるよう、さまざまな媒体を活用し、しつかり啓発に取り組んでまいります。

(3) 医療従事者専用の心の相談窓口について

本県では、昨年5月、県精神保健福祉センターに、新型コロナウイルス感染症への対応で、心身ともに大きな負担がかかる医療従事者専用の心の相談電話を設置しました。

この相談電話では、センターの精神科医師や保健師が、感染の不安や偏見・差別などに関する相談に応じています。

県では、この相談電話について、陽性患者の受け入れ医療機関に、直接、文書や電話で周知するほか、県ホームページに掲載しています。また、県医師会や県看護協会でも周知いただいています。

これまでの感染拡大に伴い、陽性患者の受け入れ医療機関も増えていることから、改めて相談窓口の周知に努めてまいります。

(4) 偏見や差別を考える教材の活用について

児童生徒が新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別について、自ら考え適切な行動をとることができるよう、県においては、県教育委員会が昨年9月に作成した指導者用学習資料「カラフル」を私立学校に紹介し、人権教育で活用するよう促したところです。

ご指摘のあった古賀市の事例については、今年2月の「カラフル」で取り上げていますので、県では、改めて私立学校に紹介し、活用を促しているところです。

今後も県教育委員会と連携し、新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別の防止に取り組んでまいります。

(5) コロナ禍における児童生徒のストレス対策について

新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な不安やストレスを抱える児童生徒に対して、きめ細かな支援を行うことが重要と考えています。

このため、県では、私立学校の教職員が児童生徒の生活環境の変化に的確に対応できるよう、教職員をサポートし、学習指導や消毒作業を行うスタッフの配置を支援する経費を6月補正予算で措置し、現在41校で活用されています。

4月以降も配置できるよう、早期議決いただいた2月補正予算において、所

要額を措置したところでは。

また、私立高校の生徒に対し専門的な心のケアができるよう、スクールカウンセラーの配置に必要な経費を支援しており、現在 53 校で活用されています。来年度も配置できるよう、当初予算で所要額をお願いしているところです。

【城戸教育長の答弁】

(1) 新型コロナウイルス感染症に関連した

いじめや偏見、差別について考える教材の提供について

県教育委員会では、これまで、県立学校や市町村教育委員会に対し、いじめや偏見、差別の防止に向けた学習を支援するため、本県や日本赤十字社等が作成した教材の情報を提供してきました。

また、古賀市の独自教材についても、各地域の実情に応じた取り組みの参考となるよう、指導者用学習資料の中で広く紹介したところです。

今後も、効果的な教材の情報を適宜提供し、いじめや偏見、差別の防止に向けた取り組みを支援してまいりたいと考えています。

(2) 心のケアをする専門職員配置の充実・強化と、各家庭への対応について

未だ学校での生活や社会経済活動が制限される中、児童生徒の不安やストレスといった心理的な影響への対応は、今後とも継続する必要があると考えています。

県教育委員会としては、各学校に対して、アンケート調査等で児童生徒の不安や悩みをきめ細かに察知し、全ての公立学校に配置したスクールカウンセラー等の専門スタッフと協働した、組織的対応の徹底を依頼してきたところです。

また、ストレスの原因が家庭の生活環境の変化にあることも考えられることから、今後ともスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフと連携し、家庭訪問や保護者への相談活動等の支援を充実させてまいります。